

武蔵野市一般廃棄物処理実施計画

武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（平成4年12月武蔵野市条例第46号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、武蔵野市一般廃棄物処理計画の令和4年度廃棄物の処理実施計画を次のとおり定める。

令和4年4月19日

武蔵野市長 松下玲子

令和4年度一般廃棄物の処理実施計画について

第1 施行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第2 施行区域 武蔵野市全域

第3 一般廃棄物の種類及び収集・運搬計画並びに処理計画

種類及び分別の区分			収集及び処理量	収集・運搬計画			処理計画								
				主体	収集区域	収集回数	収集・運搬	中間処理		最終処理					
								主体	処理方法	主体	処理方法				
家庭廃棄物 (小規模事業所分を含む。)	燃やすごみ	生ごみ、プラスチック製品、革製品、ゴム製品、木製品、資源にならないプラスチック製容器包装・紙類・布類 等	21,916 トン	市委託業者	市 武蔵野クリーンセンター	毎週2回	戸別収集	市 武蔵野クリーンセンター	焼却	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化				
		委託(メルテック㈱)	資源化												
	燃やさないごみ	金属製品、陶磁器、ガラス製品、電球、小型家電、資源にならない缶・びん 等	1,144 トン					隔週	市 武蔵野クリーンセンター	破碎・焼却 ・選別資源化	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化			
		委託(メルテック㈱) 売却(㈱リーテム)	資源化												
	資源物	古紙・古着	新聞、雑誌、段ボール、ざつがみ、古着(着られるもの)					6,067 トン	毎週1回	委託	資源化	-	-		
		びん						1,439 トン	隔週	委託(容リルート) (㈱加藤商事)	資源化	-	-		
		缶	スチール缶、アルミ缶					436 トン		委託 (㈱加藤商事)	資源化	-	-		
		ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの					559 トン		委託(容リルート) (㈱加藤商事)	資源化	-	-		
		プラスチック製容器包装	プラマークのあるもの等、プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く。)					2,063 トン	毎週1回	委託(容リ・独自ルート) (㈱加藤商事)	資源化	-	-		
	危険・有害ごみ		乾電池、充電電池、蛍光灯、体温計、スプレー缶、小型家電(電池が取り外せないもの)					101 トン	隔週	市 武蔵野クリーンセンター	選別資源化 資源化	委託(野村興産㈱イムカ鉱業所)	資源化		
引取り(㈱リーテム)				資源化											
引取り((一社)JBRC)				資源化	-	-									
ごみ	粗大ごみ	家具類、大型ごみ(個別リサイクル法対象品目を除く。)	1,461 トン	市全体	市 武蔵野クリーンセンター	申込みの都度・随時	戸別収集 ・持込み	破碎・焼却・選別・資源化	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化					
		委託(メルテック㈱) 売却(㈱リーテム)	資源化												
	せん定枝木	可燃ごみとは別に排出された庭木等をせん定した際に出る枝木	217 トン					市委託業者	申込みの都度	戸別収集	委託(㈱尾林造園)	破碎	-	-	
		(破碎後、北進重機㈱他4社にてチップ化)	-					-							
	拠点回収	紙パック	飲料用紙パック					21 トン	市委託業者	毎週2回	拠点回収	委託	資源化	-	-
		小型家電	小型家電リサイクル対象品目(パソコンを除く。)					2 トン	市委託業者	随時	引取り(㈱リーテム)	資源化	-	-	
	宅配便回収		8 トン					リネットジャパンリサイクル㈱	申込みの都度	宅配便回収	引取り(リネットジャパンリサイクル㈱)	資源化	-	-	
	集団回収	古紙、古着、アルミ缶等	2,453 トン						随時			資源化	-	-	
	家電リサイクル対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機							申込みの都度	戸別収集	財家電製品協会	選別資源化	-	-	
	指定再資源化製品廃棄物	パソコン						12 トン	リネットジャパンリサイクル㈱	申込みの都度	宅配便回収	引取り(リネットジャパンリサイクル㈱)	資源化	-	-
(一社)パソコン3R推進協会															
事業系一般廃棄物(資源物、処理施設の機能に支障が生じるものを除く。)	事業活動に伴って排出される一般廃棄物(小規模事業所の廃棄物を除く。)	5,720 トン	市許可業者	随時	持込み	市 武蔵野クリーンセンター	焼却	-	-						
事業系一般廃棄物	域外処理分	678 トン	市許可業者	各々		一般廃棄物処分業者	資源化	-	-						
事業系一般廃棄物のうち古紙類		480 トン	専ら物のみの収集運搬をする者又は市許可業者	各々		専ら物のみを処分する者	資源化	-	-						
事業系一般廃棄物のうち生ごみ	食品リサイクル法による生ごみ	1,778 トン	市許可業者	各々		食品リサイクル法に定める登録再生利用事業者等	資源化	-	-						
	その他の生ごみ(学校給食残さ)	178 トン	市許可業者	各々		食品残さ再生利用事業者	資源化	-	-						
動物死体	飼い主不明の犬、猫等の死体	100 体	市委託業者	連絡受理の都度		-		委託(宗教法人慈恵院)	火葬						
し尿	汲み取ふん尿、仮設便所、浄化槽汚泥	200 kℓ	市委託業者	一般家庭は毎月2回 仮設便所は毎週2回	戸別収集	湖南衛生組合	前処理希釈放流方式	-	-						

第4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく武蔵野市一般廃棄物処理基本計画は令和元年7月に改定され、その中で令和元年度から10年間の新たな廃棄物処理の基本方針が定められた。当該計画の基本理念である「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市」を目指し、「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」という基本方針に沿って以下の施策を実施する。

1 主な施策

(1) 連携の推進

市民団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進する。また、市民団体の専門的活動と、広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味及び関心に応じた対応及び参加が可能となるよう、市民団体との連携を図る。

市は、効果的かつ効率的にごみ処理を行うとともにごみの現状を広く正確に伝え、市民及び事業者がごみ減量等の活動に積極的に取り組むべき理由を明らかにする。

(2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

ア 排出者責任の明確化（ごみ発生量の減量の徹底）

市民及び事業者のごみ及び資源物を減らす自主的な取組が行われるよう広く呼びかけるとともに、必要となる支援及び仕組みづくりについて検討する。

イ ごみと資源物の取扱いの適正化

ごみ及び資源物の排出に伴う環境負荷などについての啓発により、ごみ減量の動機付けとなるようにする。

燃やすごみについては、分別の徹底について普及啓発を強化する。燃やさないごみのうち大きな割合を占める小型家電製品については、拠点回収や宅配便回収による資源化の推進を図る。また、資源物については、平成31年4月に収集頻度の見直しを行ったが、分別区分等の更なる検討を継続する。

ウ 事業者としての市の率先的取組

事業者としての市は、自らの責任において、分別の徹底、必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組む。

エ 事業系一般廃棄物減量資源化の取組

多量排出事業者への立入検査によるきめ細かな減量資源化指導を維持する。準多量排出事業者等についても、必要に応じてごみの分別及び減量資源化を促す。小規模事業者には分別資源化調査指導を実施する。これらの取組により、適正排出率の維持及び向上を図る。

(3) 普及啓発の充実及び拡充

ア わかりやすい啓発活動の実施

ごみ減量行動等を行う意義等を、わかりやすく、かつ、それぞれの主体の日々の取組のきっかけとなるよう周知し、啓発事業については、継続するとともに、総合的に実施する。

食品廃棄物を削減するため、食品ロス削減に関する啓発を、市民団体及び事業者と連携して実施していく。

イ 情報提供の推進

ごみの発生抑制及び排出抑制の動機付けを図るため、ごみ処理経費、処理に係る環境負荷等の情報を、情報誌、ホームページ、動画サイト、SNS等各種の媒体を用い、よりわかりやすく提供する。

ウ 環境学習

ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるよう、小学生等若年層に対する環境教育の継続及び拡充を図る。令和2年度に開設した環境啓発施設「むさしのエコレポート」は、多様な環境啓発の拠点施設として、環境に配慮した行動を促す。

エ 優良事業者への表彰制度の推進

市は、ごみ減量資源化等を実践する事業者に対し、優良事業者表彰制度により、顕彰を行う。

(4) ごみ処理の効率化・環境負荷の低減

ア ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減

平成31年4月に実施した一部品目の収集頻度変更と収集品目及び地区割の平準化については、環境負荷の低減と事業効率化による中長期的コスト抑制に一定の効果がみられた。今後も合理的な収集運搬体制及び中間処理手法を研究・検討する。

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）を踏まえた収集と分別の徹底

容器包装の分別の周知徹底について、継続して取り組む。また、容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村との役割分担及び費用負担の在り方などの抜本的な問題の解決について、機会あるごとに東京都及び国に要望を行う。

ウ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法

律第60号)を踏まえた今後の収集と分別の検討

プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の収集処理方法については、プラスチック問題に対する国の動向を踏まえつつ、適正な取扱いについて検討する。

エ 小型家電リサイクルの取扱い

燃やさないごみ、危険・有害ごみ及び粗大ごみに含まれる小型家電製品については、都市鉱山事業を継続する。また、小型家電の拠点回収事業を持続可能な事業として実施する。

オ 生ごみ、せん定枝・落ち葉等資源化処理の取扱い

生ごみの資源化及び減量化については、多量排出事業者に対する減量資源化指導を通じて、生ごみの資源化を推進するとともに、市民及び団体の生ごみの資源化及び減量化への取組の推進を図る。せん定枝及び落ち葉等の資源化については引き続き推進するとともに、処分の運営の方法について検討する。

カ 集団回収の在り方の見直し

集団回収と行政収集の二重の収集体制になっていること等の課題整理を行い、望ましい集団回収の在り方について検討する。

キ 拠点回収の在り方の検討

事業者の店頭回収・自主回収については、行政収集を補完するものとして、事業者の支援を検討する。

2 市民、事業者及び行政における具体的方策

(1) 市民の具体的方策

ア 物品の購入時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 必要な物だけを購入

(イ) 買い物袋（マイバッグ）を利用し、レジ袋及び過剰包装を断る。

(ウ) 再生品の使用の促進及び使い捨て商品の使用の自粛

(エ) 賞味期限、消費期限等の期限のある商品については、すぐに使う（食べる）場合は当該期限の近いものから購入することで飲食店・小売店等の商品の廃棄の削減に繋げる。

イ 物品の取得後は、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 手入れ及び修理による長期使用

(イ) 食材等の消費品目の使い切り

- (ウ) 食べ残しをしない。
- (エ) ローリングストック（賞味期限の古いものから消費し、消費した分だけ買い足すことをいう。）を意識した備蓄・管理をする。
- ウ 排出時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制、リサイクル及び適正なごみの処理の徹底に努める。
 - (ア) ごみの分別排出の徹底（特にリチウムイオン電池等の危険・有害ごみの分別）
 - (イ) 家庭での生ごみの堆肥化及びその利用の促進
 - (ウ) 集団回収への参加
 - (エ) トレイ等の購入店における店頭回収の促進
 - (オ) リユース掲示板の利用による不用品の有効活用
- (2) 事業者の具体的方策
 - ア 一般廃棄物と産業廃棄物との分別区分の徹底
 - イ 事業系資源ごみ（雑紙、生ごみ等）の資源化の推進
 - ウ ごみ減量及び再利用の促進による発生源における排出の抑制
 - エ 過剰包装の抑制
 - オ 流通包装廃棄物の排出の抑制
 - カ 使い捨て容器の使用の抑制並びに製造及び流通の事業者による自主回収、店頭回収及び資源化の推進
 - キ 再生品の積極的使用の促進
 - ク 協定に基づくレジ袋の使用削減及びマイバッグ使用の推進
 - ケ 協定に基づく食品ロスの削減の推進
 - コ フードシェアリングサービスに関する協定の締結
 - サ リユース活動促進に係る協定の締結
 - シ リユース店舗情報の提供
- (3) 行政の具体的方策
 - ア 家庭ごみ有料処理の適正な実施
 - イ 戸別収集の管理運営
 - ウ ごみ資源物収集頻度の適正化の推進
 - エ ごみの分別、排出方法等の改善及び啓発の徹底
 - オ ごみの資源化施策の拡充（生ごみ及びせん定枝葉）
 - カ ごみ組成分析調査結果を踏まえたごみ減量及び資源化施策の推進
 - キ ごみ減量及び再利用に関する市民及び事業者に対する情報提供及び啓発
 - ク ごみの広域処理の研究
 - ケ 学校及び地域社会の場における教育啓発活動の充実

- コ 使い捨て飲食物容器等、容器包装類の排出の抑制についての啓発
- サ 事業系一般廃棄物排出事業者に対するごみ減量化指導の徹底
- シ 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分方法の周知徹底
- ス 事業系一般廃棄物に関する優良事業者認定・表彰制度の実施
- セ 学校給食残さ資源化の推進
- ソ 拡大生産者責任についての国、都及び事業者への働きかけ
- タ 再生品の率先使用並びに再生品の使用促進についての市民及び事業者に対する啓発
- チ 市民及び事業者の自主的なごみ減量及び資源化の取組への支援
- ツ ごみ処理経費の経済性向上及び情報提供の推進
- テ リュース掲示板の設置場所の拡充
- ト 店頭回収・自主回収を行う事業者の情報の広報
- ナ 埋立処分量ゼロの維持及び最終処分場の有効活用

第5 家庭ごみ有料化に関する事項

条例第19条第1項の規定により、家庭から排出される燃やすごみ及び燃やさないごみについては、市が指定する有料ごみ処理袋により排出するものとする。

第6 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に関する事項

市では特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶及びプラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）の収集及び処分については行わないものとする。

第7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に関する事項

市ではデスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管式ディスプレイ及び液晶ディスプレイの収集及び処分については行わないものとする。

第8 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に関する事項

小型家電リサイクル法の施行に伴う対象品目の収集及び再資源化については、市内公共施設における拠点回収事業を実施する。

第9 市では収集及び処理ができない廃棄物

区分	品目例
有害性のあるもの	殺虫剤、殺菌剤、農薬、ラベルの剥がれている薬品のびん等
危険性のあるもの	在宅患者の使用済み注射針、消火器等
引火性のあるもの	プロパンガスボンベ、揮発油、灯油等
家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	バイク、バイク部品、自動車部品、バッテリー（希硫酸を含む。）、モーター付工具、建築廃材（瓦、コンクリートブロック、レンガ、設備及び外壁材等）、タイヤ（バイク・自動車用）、FRP船、ボウリングの球、耐火金庫、ペンキ、ピアノ、土砂、石、肥料、日曜大工の畳・扉等の建具2枚以上等
特定家庭用機器再商品化法対象製品	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、コンプレッサー、その他冷媒（フロンガス等）が充填された製品等
資源の有効な利用の促進に関する法律対象製品	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ等

第10 一般廃棄物処理の実施主体一覧

中間処理施設

	施設名	処理能力	処理方法	運営主体
可燃ごみ	武蔵野クリーンセンター 武蔵野市緑町3-1-5	1日当たり120トン	焼却	市
不燃ごみ ・粗大ごみ	武蔵野クリーンセンター 武蔵野市緑町3-1-5	1日当たり10トン	破碎・焼却・選別	市
びん・缶・ペットボ トル・プラスチック製容 器包装	株式会社加藤商事 西多摩郡瑞穂町		選別・圧縮・梱包・保管	
小型充電式電池	一般社団法人JBRC 港区		再資源化	
粗大ごみ(スプリ ングベッド)	株式会社リスト 国立市		破碎・焼却・選別・資源化	
小型家電	リネットジャパンリサイクル株式会社 愛知県名古屋市中村区		再資源化	
せん定枝木	株式会社尾林造園 西東京市		破碎	
	株式会社清水インダストリー 群馬県高崎市		チップ化	
	北進重機株式会社 群馬県渋川市		チップ化	
	吾妻木質燃料株式会社 群馬県渋川市		チップ化	
	株式会社リ・フォレスト 群馬県沼田市		チップ化	
	株式会社グリーンマテリアル 群馬県邑楽町		チップ化	
	バイオエナジー株式会社城南島食品リサイクル施設 大田区		メタン化	
	株式会社アルフォ城南島飼料化センター 大田区		飼料化	
食品残さ (生ごみ)	株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場 埼玉県所沢市		飼料化、肥料化	
	株式会社Jバイオフードリサイクル 神奈川県横浜市		メタン化	
	ニューエナジーふじみ野株式会社 埼玉県ふじみ野市		メタン化	
	株式会社日本フードエコロジーセンター本社工場 神奈川県相模原市		飼料化	
	株式会社アクト・エア総合リサイクルセンター 神奈川県愛川町		堆肥化等	
	高根商事株式会社エルデガーデン 瑞穂町		堆肥化	
	株式会社大進緑建 羽村市		堆肥化	
し尿	湖南処理場 武蔵村山市大南5-1	1日当たり4.1キロリットル	前処理希釈放流方式	湖南衛生組合

最終処分施設

	施設名	処理方法	運営主体
焼却残さ (焼却灰)	二ツ塚廃棄物広域処分場エコセメント化施設 西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地	エコセメント化	東京たま広域資源循環組合
	メルテック株式会社 栃木県小山市	人工骨材化	
危険・有害ごみ	野村興産株式会社イトムカ鉱業所 北海道北見市	水銀精製	
使用済家電分解品	株式会社リーテム 大田区	貴金属の再資源化	
動物死体	宗教法人 慈恵院 府中市	火葬	

付 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。